

採卵養鶏の経営安定対策

【令和5年度予算概算決定額（所要額）5,174（5,174）百万円】

<対策のポイント>

鶏卵価格が低落した場合、価格差補填を行い、更に低落した場合、鶏舎を長期に空けて需給改善を図る取組を支援するとともに、確度の高い鶏卵の需給見通しの作成等を支援することで、鶏卵の需給と価格の安定を図ります。

<政策目標>

鶏卵価格の安定化（卸売価格の変動幅：平均卸売価格の±25%以内〔毎年度〕）

<事業の内容>

鶏卵生産者経営安定対策

1. 鶏卵価格差補填事業

鶏卵の毎月の標準取引価格が補填基準価格を下回った場合、その差額（補填基準価格と安定基準価格の差額を上限）の9割を補填します。

〔2. の事業への協力金の拠出が要件〕

2. 成鶏更新・空舎延長事業

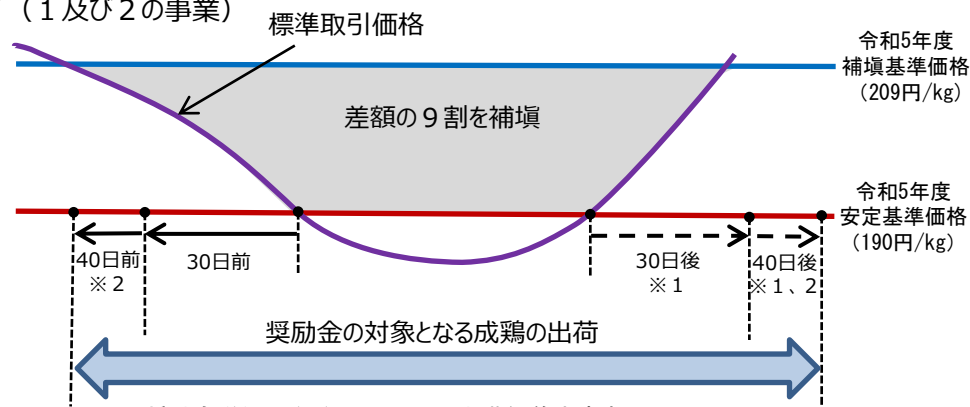
鶏卵の日々の標準取引価格が安定基準価格を下回った場合、その下回る日の30日（10万羽未満飼養生産者は40日）前から上回る日の前日までに、成鶏を出荷し、その後60日以上鶏舎を空ける取組に対し奨励金を交付します。

3. 需給見通しの作成等

需要に応じた鶏卵の生産・供給を推進するため、事業実施主体による確度の高い鶏卵の需給見通しの作成等を支援します。

<事業イメージ>

（1及び2の事業）

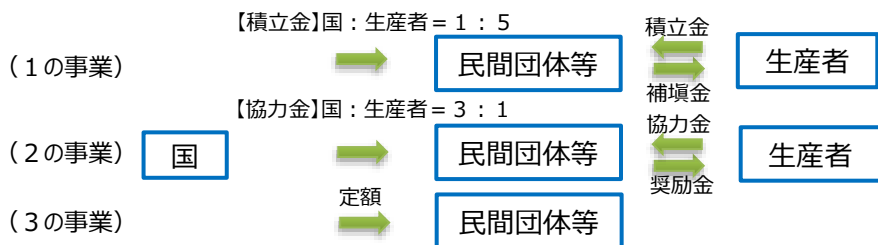


奨励金単価（ ）内は10万羽未満飼養生産者>

- ・空舎期間 60日以上 90日未満 210円/羽（310円/羽）
- ・空舎期間 90日以上120日未満 420円/羽（620円/羽）
- ・空舎期間 120日以上150日未満 630円/羽（930円/羽）
- ・食鳥処理場への奨励金 47円/羽

- ※1 安定基準価格を上回る日の前日までに、食鳥処理場に予約されている場合。
- ※2 10万羽未満飼養生産者に限る。

<事業の流れ>



（3の事業） 需給見通しの作成



需要に応じた生産・供給



【お問い合わせ先】 畜産局食肉鶏卵課（03-3502-5989）